# 納税通知書を送付します

## 平成22年度固定資産税納税通知書

## 減免申請の手続き

市では、平成22年度の固定資産税納税通知書を、納税者のみなさんに4月12日(月)に送付します。

納税通知書は、平成22年1月1日現在、糸島市(旧前原市・二丈町・志摩町)内に固定資産(土地や家屋、償却資産)を所有しているみなさんに、これらの固定資産税を一つにまとめ、送ります。

なお、旧市町ごとに異なる送付先や納税管理人の設定を行われていた方は、原則、所有者本人の住所およびあて名で送付することになりますので、ご理解をお願いします。

### 固定資産税の減免

天災やその他の特別な事情がある次の固定資産のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して、課税している固定資産税を減免しています。

①貧困により、生活のために扶助を受ける人が所有する固定資産。

②公民館や児童公園など、公益のために直接専用されている固定資産(有料で使用するものを除く)および1月2日以降に国や地方公共団体が買収、または寄付を受け、公用または公共の用に使われている固定資産。

③災害によって著しく価値が下がってしまった固定資産(火災などによる)。

④その他、特別の事由がある固定資産(相続税の物納による許可を受けた資産など)。

減免を受けようとする人は、納期限の7日前までに税務課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出してください。

**問い合わせ**
糸島市税務課
☎(323)1111

# 税証明の請求

## 税証明の請求には本人確認書類が必要です

市では、個人情報の漏えい防止や守秘義務徹底のため、税に関する証明を請求するときには、窓口に来た人が本人であることの確認を行っています。

また、本人以外の請求のときは、委任状の提出が必要です。

### 本人確認書類の提示が必要

税についての証明を求める手続きをするときには、請求者(窓口に来た人)の本人確認を行います。

本人の確認は、原則として公的機関が発行した顔写真付きの証明書(運転免許証やパスポート、住民基本台帳カードなど)を提示してもらい行います。なお、請求書への押印は不要です。

### 本人以外は委任状が必要

たとえ、夫婦や親子であったとしても、本人以外の人が請求する場合は、委任状の提出が必要となります。

また、代理人が証明を請求するときには、代理人の本人確認も行います。

**●委任状に必要な事項**

委任状には、左上を参考に、次の事項を記入してください。また、必ず委任する人が記入してください。

①委任者(依頼人)の住所・氏名・生年月日・電話番号・押印

②代理人の住所・氏名

③委任状を作成した日付

④「税証明請求に関することを委任する」という内容の文言

**委任状の記入例**

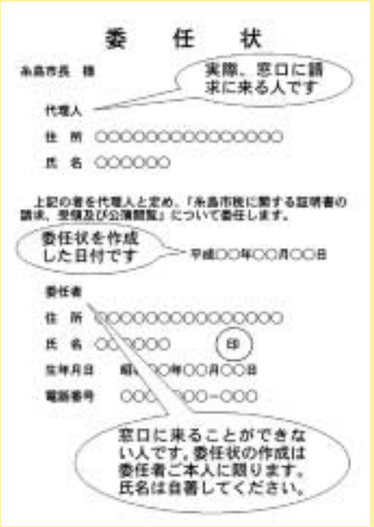


## 新年度の所得証明

平成22年度(平成21年分)の所得(課税)証明は、次の時期から請求できます。

①給与差し引きで納税している人は、5月中旬から。

②個人で納税している人は、6月中旬から。

納税方法によって開始時期が異なりますので、ご注意ください。

**問い合わせ**
糸島市税務課・収税課
☎(323)1111

# 国民年金

## 退職や転入、転居などがあれば、14日以内に手続きを…

### 退職をしたとき

国民年金への加入手続きと保険料の納付を忘れずに

20歳から60歳までの間は、国民年金や厚生年金、共済年金など、いずれかの公的年金制度に加入しなければいけません。

年度末から年度初めは、退職や就職のシーズン。厚生年金や共済年金から脱退した場合は、14日以内に国民年金の加入手続きが必要です。

特に国民年金に加入せず、そのままにしていると年金の未加入期間となり、年金を受けることができなくなる場合があります。

また、退職した人に扶養されていた60歳未満の配偶者も手続きが必要です。

**必要なもの** 社会保険の資格喪失証明書または離職票、年金手帳、印鑑(本人自署の場合は不要)

**提出先** 糸島市国保年金課または、二丈・志摩支所総合窓口課

### 保険料の免除制度

退職した後など、経済的な理由で保険料の納付が難しいときは「申請免除制度」があります。

本人や配偶者、世帯主の所得が一定要件を満たしていれば、保険料が免除(一部・全額)されます。

保険料が免除された期間は、国民年金を受け取る資格期間に含まれ、もしもの場合の障害年金なども受け取ることができます。

**必要なもの** 年金手帳、印鑑(本人自署の場合不要)、雇用保険被保険者離職票の写しまたは雇用保険受給資格者証の写し。

※平成21年以降に転入した人は、所得証明などが必要です。

### 転入・転居をしたとき

住所変更の手続きも14日以内に忘れずにしましょう

転入や転居で住所を変更したときは、住所変更の手続きが必要です。

①国民年金・厚生年金を受給中の人

※住所変更届はがきを市役所国保年金課または各支所総合窓口課で受け取り、記入・押印して年金事務所に郵送してください。

※共済年金受給中の人は、直接共済組合にお問い合わせください。

②国民年金第1号被保険者(農業・自営業・学生・アルバイトなど)

※市役所国保年金課または各支所総合窓口課で手続きしてください。

③国民年金第2号被保険者(厚生年金や共済年金に加入している会社員や公務員)

※勤務先で手続きをしてください。

④国民年金第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

※配偶者の勤務先で手続きをします。

**問い合わせ**
糸島市国保年金課
☎(323)1111